

## 令和2年度 豊丘村の健全化判断比率等について

### 1 財政の早期健全化・再生に関する指標

(単位：%)

項目	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲32.45)	15.0	20.0
連結実質赤字比率	— (▲51.95)	20.0	30.0
実質公債費比率	8.9	25.0	35.0
将来負担比率	— (▲5.2)	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率について収支が黒字の場合は「— (該当なし)」で表示し、参考に黒字の比率を (▲) で示す。

#### (1) 実質赤字比率

一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字比率は該当しない。

#### (2) 連結実質赤字比率

一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、連結実質赤字比率は該当しない。

#### (3) 実質公債費比率

直近3年間(平成30年度～令和2年度)の平均値で算出する比率である。令和2年度の単年度比率は、道の駅整備に係る起債の元金償還の開始等による一般会計債の元利償還金の増加(対前年度比+51,099千円)、公営企業債償還のための企業会計への繰出や広域連合の起債償還に充当される負担金等の準元利償還金の増加(+12,228千円)、そこから控除する基準財政需要額算入額の横ばいにより分子全体が59,811千円増加した結果、9.9%となり、令和元年度単年度比率の8.2%から1.7ポイント増加した。

平成30年度単年度比率(8.8%)を合わせ、直近3年間の平均値は8.9%となり、前年度から0.5ポイント増加した。

#### (4) 将来負担比率

公営企業債償還のため将来にわたる一般会計から企業会計への繰出見込額の減少(▲117,097千円)等により、将来負担額は前年度より98,183千円減少した。将来負担額から控除する充当可能財源等は、土地開発基金の見直し等により充当可能基金は減少したものの、令和2年7月豪雨災害に係る災害債の借入等による将来にわたっての基準財政需要額算入見込額の増加等により、前年度より20,636千円増加した。従って、分子全体では前年度の▲7,357千円から▲126,176千円とマイナス幅が拡大した。

その結果、将来負担比率は前年度より4.9ポイント低下して▲5.2%となり、数値が改善した。道の駅整備に係る多額の起債借入により平成29年度

にプラスに転じた将来負担比率であるが、交付税措置が低い起債の借入をとりやめたこと、基金の適正水準の確保により数値は徐々に良化している。

$$\frac{\text{将来負担額 } 5,598,261 \text{千円} - \text{充当可能財源等 } 5,724,437 \text{千円}}{\text{標準財政規模 } 2,787,389 \text{千円} - \text{算入公債費等の額 } 397,733 \text{千円}} = \blacktriangle 5.2\%$$

(前年度： $\blacktriangle 0.3\%$ )

〈 将来負担額 〉		
地方債の現在高	3,634,058千円	(前年比 +31,937千円)
公営企業債等繰入見込額	1,149,834千円	(前年比 $\blacktriangle 117,097$ 千円)
一部事務組合等負担見込額	131,375千円	(前年比 $\blacktriangle 8,389$ 千円)
退職手当負担見込額	682,994千円	(前年比 $\blacktriangle 4,634$ 千円)
計	5,598,261千円	(前年比 $\blacktriangle 98,183$ 千円)

〈 充当可能財源等 〉		
充当可能基金	2,257,569千円	(前年比 $\blacktriangle 18,719$ 千円)
充当可能特定歳入	5,644千円	(前年比 $\blacktriangle 802$ 千円)
基準財政需要額算入見込額	3,461,224千円	(前年比 +40,157千円)
計	5,724,437千円	(前年比 +20,636千円)

## 2 公営企業の経営健全化に関する指標

(単位：%)

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	— ( $\blacktriangle 216.5$ )	20.0
下水道事業会計	— ( $\blacktriangle 152.7$ )	20.0

※資金不足比率が算定されない場合は「— (該当なし)」で表示し、参考に黒字の比率を( $\blacktriangle$ )で示す。

### (1) 資金不足比率

いずれの公営企業会計も資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当しない。

#### ①水道事業会計

$$\frac{\text{資金不足額 (黒字の場合はマイナスで表示)} \quad \blacktriangle 218,405 \text{千円}}{\text{事業の規模 (営業収益の額 - 受託工事収益の額)} \quad 100,875 \text{千円}} = \blacktriangle 216.5\%$$

(前年度： $\blacktriangle 212.0\%$ )

#### ②下水道事業会計

$$\frac{\text{資金不足額 (黒字の場合はマイナスで表示)} \quad \blacktriangle 136,999 \text{千円}}{\text{事業の規模 (営業収益の額 - 受託工事収益の額)} \quad 89,740 \text{千円}} = \blacktriangle 152.7\%$$

(前年度： $\blacktriangle 87.2\%$ )

## 健全化判断比率等の概要

### 1 実質赤字比率：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$	早期健全化基準	11.25% ～15% 財政規模による
一般会計等：一般会計及び公営事業（公営企業を含む）を除く特別会計 実質赤字額＝繰上充用額＋支払繰延額＋事業繰越額 繰上充用額：歳入不足のため翌年度歳入を繰上げて充用した額 支払繰延額：実質上歳入不足のため支払いを翌年度に繰り延べた額 事業繰越額：実質上歳入不足のため事業を繰り越した額	財政再生基準	20%

### 2 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

$\frac{\text{連結実質赤字額（イ＋ロ－ハ－ニ）}}{\text{標準財政規模}} \times 100$	早期健全化基準	16.25% ～20% 財政規模による
イ：実質赤字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質赤字額の計 ロ：資金不足額を生じた公営企業会計における資金不足額の計 ハ：実質黒字を生じた一般会計及び公営企業会計以外の特別会計の実質黒字額の計 ニ：資金剰余額を生じた公営企業会計における資金の剰余額の計	財政再生基準	30%

### 3 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率(3か年平均)

$\frac{\text{地方債の元利償還金＋準元利償還金－（特定財源＋イ）}}{\text{標準財政規模－イ}} \times 100$	早期健全化基準	25%
イ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 準元利償還金：①から⑤までの合計額 ①満期一括償還地方債に係る年度割相当額 ②公営企業債の償還金に充てたと認められる一般会計等から一般会計等以外への繰出金 ③一部事務組合等が起こした地方債の元利償還金に充てたと認められる負担金等 ④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの ⑤一時借入金の利子	財政再生基準	35%

### 4 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

$\frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋イ）}}{\text{標準財政規模－ロ}} \times 100$	早期健全化基準	350%
イ：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ロ：元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 将来負担額：①から⑧までの合計額 ①一般会計等の決算年度末地方債残高 ②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの） ③公営企業会計等の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額 ④地方公共団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担等見込額 ⑤退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額 ⑥地方公共団体が設立した一定の法人の負債額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額 ⑦連結実質赤字額 ⑧組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額	財政再生基準	—

### 5 資金不足比率：各公営企業における資金の不足額の事業規模に対する比率

$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \times 100$	経営健全化基準	20%
○資金の不足額 ①法適用企業＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額 ②法非適用企業＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額		

※早期健全化基準以上の団体は、財政健全化計画の策定が義務付けられる。

※財政再生基準以上の団体は、財政再生計画の策定が義務付けられるとともに、地方債の起債が制限される。

※経営健全化基準以上の公営企業がある団体は、当該公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられる。